

第4部
介護保険事業計画

第1 制度改正の内容とその対応

介護保険制度が導入されてから6年が経過しようとしています。この6年間で要介護・要支援認定者は2倍以上になりました。平成27年には、団塊の世代が高年者の仲間入りをします。要介護認定者には実態調査において約4割の方に認知症の症状が見られ、その数はさらに増加すると見込まれています。

この計画は、平成27年の高年者像を念頭において、高年者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能を維持向上させるための介護予防の推進、地域密着型サービスなどの推進による認知症高年者ケアの充実などをめざすものです。

1 人口推計

第3期介護保険事業計画の計画期間は平成18年度から平成20年度までの3年間ですが、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「参酌標準」といいます)において、第3期介護保険事業計画は平成26年度(第5期介護保険事業計画の最終年度)の目標に向けて、そこに至る中間段階の位置づけとされています。つまり、この計画は、9年間の計画期間とする目標を定める部分と、それに向けて実施計画的な性格を持つ3年間の具体的な計画を定めることとなります。その基礎となる9年間の被保険者の人口推計は次表のとおりです。

表4-1 被保険者の人口の推計

(単位：人)

年齢	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
40～64	82,710	83,380	84,050	86,048	88,046	90,046	92,041	94,040	95,262
65～69	14,942	15,561	16,180	16,083	15,987	15,890	15,794	15,696	15,638
70～74	10,099	10,777	11,455	12,024	12,594	13,165	13,733	14,303	14,253
75～79	5,929	6,350	6,771	7,361	7,949	8,538	9,126	9,714	10,255
80～84	3,253	3,415	3,575	3,896	4,219	4,540	4,862	5,184	5,668
85～	2,420	2,513	2,606	2,746	2,887	3,027	3,168	3,308	3,622
65～74	25,041	26,338	27,635	28,107	28,581	29,055	29,527	29,999	29,891
75～	11,602	12,278	12,952	14,003	15,055	16,105	17,156	18,206	19,545
小計	36,643	38,616	40,587	42,110	43,636	45,160	46,683	48,205	49,436
合計	119,353	121,996	124,637	128,158	131,682	135,206	138,724	142,245	144,698

資料：平成16年1月現在の住民基本台帳人口により草加市が推計

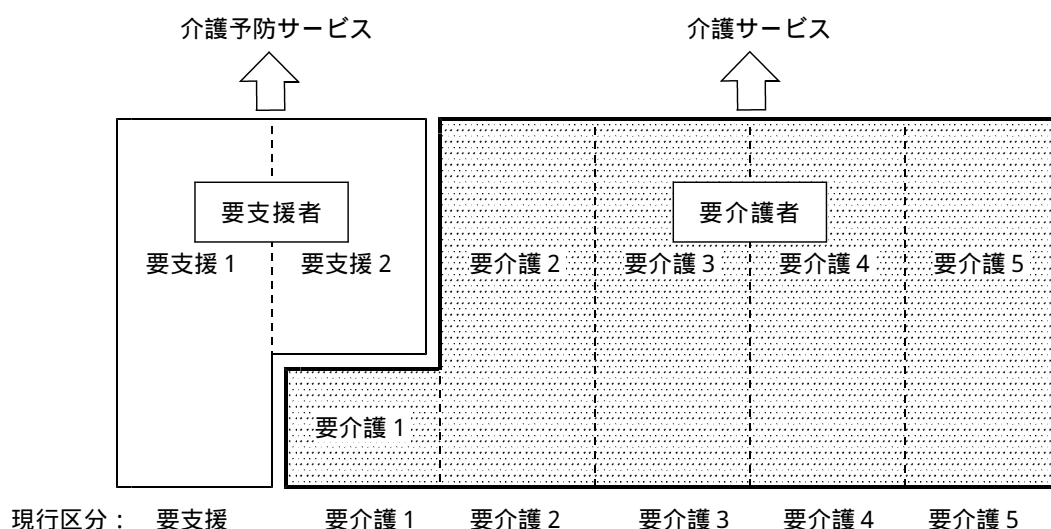
2 介護保険サービスの受給者

(1) 軽度者の認定方法の見直し

改正前の介護保険法においては、要支援認定者には予防給付を行うこととされていましたが、実際には要介護認定者と同様のサービスが提供されていました。法律上では、介護給付と予防給付と分けられていましたが、サービスメニューが同じだったためです。そのため、生活機能低下の予防になっていないサービスが提供されているという指摘がされていました。今回の改正により、要支援認定者が要介護状態に陥らないような内容のサービス（介護予防サービス）を提供することになりました。

それと同時に、介護予防サービスを受けることとなる軽度者の認定方法の見直しが行われました。具体的には、現行の要支援を要支援1とし、要介護1のうち「状態の維持・改善可能性」のある人は要支援2にするとし、要支援2となるのは、現在の要介護1の7割から8割程度としています。この要支援者が介護予防サービスの受給対象者です。残りの2割から3割が要介護1になると予測しています。

図4-1 見直し後の保険給付と要介護状態区分のイメージ



(2) 介護保険サービスの種類と受給者

(1)の介護サービスおよび介護予防サービスに加えて、高年者が要支援・要介護に陥らないための地域支援事業を行うこととされました。地域支援事業には、介護予防事業、包括的支援事業および任意事業があります。介護予防事業は、第1号被保険者の5%程度の虚弱高年者に行う介護予防特定高齢者施策とそれ以外の第1号被保険者に対して行う介護予防一般高齢者施策があります。現在保健事業として行われている健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、老人福祉事業として行われている介護予防・地域支え合い事業などが

介護予防事業に組み込まれることとなります。包括的支援事業としては、介護予防ケアマネジメント事業や各種相談事業などがあり、任意事業としては、介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業などがあり、保険者が選択して行うことができます。

図4-2 介護保険サービスの種類と受給者

要介護認定者	要支援認定者	65歳以上の高年者
<p style="text-align: center;">介護サービス</p> <p>居宅サービス 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所サービス 短期入所サービス 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修費の支給 居宅介護支援 施設サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p style="text-align: center;">介護予防サービス</p> <p>居宅サービス 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所サービス 介護予防短期入所サービス 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 介護予防住宅改修費の支給 介護予防支援</p>	<p style="text-align: center;">地域支援事業</p> <p>介護予防事業 介護予防特定高齢者施策 ・特定高齢者把握事業 ・通所型介護予防事業 ・訪問型介護予防事業 ・介護予防特定高齢者施策評価事業 介護予防一般高齢者施策 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・介護予防一般高齢者施策評価事業 包括的支援事業 介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援事業 / 権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント事業 任意事業 介護給付等費用適正化事業 家族介護支援事業 ・家族介護教室 ・認知症高齢者見守り事業 ・家族介護継続支援事業 その他事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・福祉用具・住宅改修支援事業 ・地域自立生活支援事業</p>
<p>夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p style="text-align: center;">地域密着型サービス</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	

3 地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの設定

従来、在宅介護支援センターが、高年者やその家族にとっての身近な相談窓口、ケアマネジャーに対する支援、必要なサービスの総合的な連絡・調整機関としての役割を担ってきました。しかし、介護保険が施行されて以降、ケアマネジャー事業所との役割分担が明確でなくなるなどの問題が指摘されています。そのため、地域の社会資源を総合的に活用したマネジメントを行う、中立・公正な拠点として地域包括支援センターが新たに設けられることになりました。

地域包括支援センターの運営主体は、市町村または市町村から委託された法人とされ、そのサービスエリアは、小・中学校区、保健福祉圏域、地形、人口分布などに基づく生活圏域をふまえて設定するとされ、スタッフとして、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士が配置されます。

地域包括支援センターは、平成18年度に6か所設置することとし、平成20年度には12日常生活圏域すべてに設置することを目標とします。

(2) 地域包括支援センターの機能

地域包括支援センターの主な機能として、次の4項目があります。

介護予防マネジメント（保健師等を中心に対応）

介護予防サービスと地域支援事業のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防を図ります。

総合相談・支援（社会福祉士を中心に対応）

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行います。相談内容に応じて、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業者、民生委員などの必要な社会支援制度が利用できるよう援助します。

権利擁護事業（社会福祉士を中心に対応）

高年者に対する虐待の防止や早期発見のための事業その他の権利擁護のための事業を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント（主任ケアマネジャーを中心に対応）

高年者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントを後方支援するため、次の業務にあたります。

- ・ケアマネジャーの日常的個別指導
- ・支援困難事例等への指導・助言

地域のケアマネジャーが個々では解決しきれない支援困難事例、生活全般への苦情相談を抱え込まないよう、指導・助言にあたります。

- ・地域のケアマネジャーのネットワークづくり

ケアマネジャーのスキルアップ、業務プロセス（アセスメント プランニング ケアカンファレンス モニタリング）の確実な実施と標準化、公正・中立性の確保などを図るため、ケアマネジャーのネットワークをつくり、そのまとめ役として指導・助言にあたります。

- ・長期継続ケア

医療を含めた多職種連携のための支援を行います。

(3) 地域包括支援センター等運営協議会

地域包括支援センター等運営協議会は、地域包括支援センターが中立性を確保し、公正な運営を継続できるよう、その事業活動をチェックし、必要に応じて是正・改善を求め、また要望・提言を行うとともに関係諸機関との連携、人材確保などについて支援を行います。

本市は、地域密着型サービスの指定について関係者の意見等を反映することを目的とする地域密着型サービスのための委員会を兼ねた草加市地域包括支援センター等運営協議会を設置しました。

4 日常生活圏域

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施策の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める必要があるとされています。本市の日常生活圏域は、地区社会福祉協議会と同じ12圏域とします。

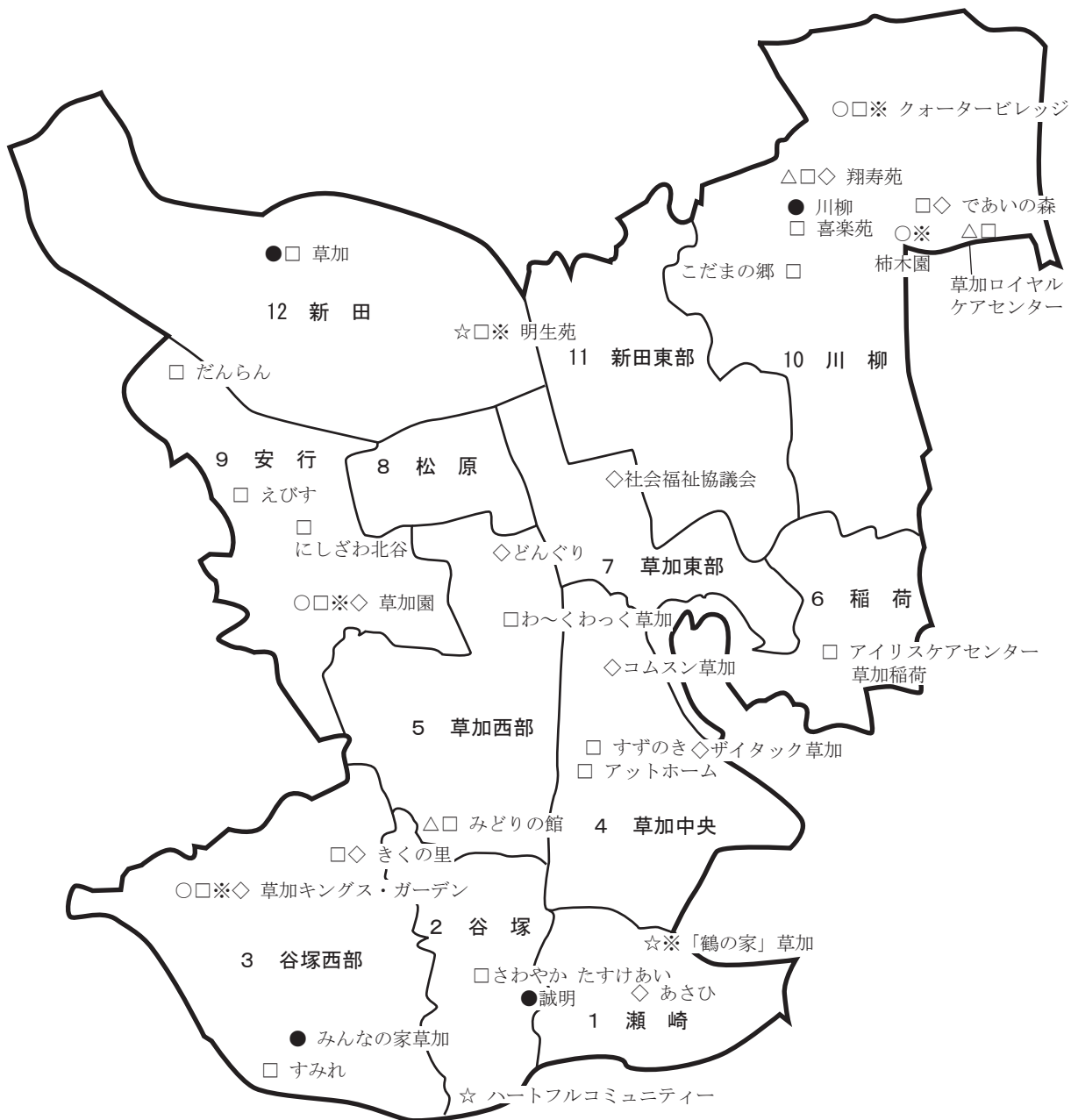
図4 - 3は12圏域の高年者人口等、図4 - 4は12圏域の介護サービス提供施設配置図です。

図4-3 12圏域高齢者人口等



(注) 平成17年1月1日現在

図4-4 12圏域施設配置図



(注) 平成18年1月1日現在

5 平成26年度の目標値

(1) 要支援・要介護認定者数

介護保険法の改正により、虚弱高年者が要支援・要介護状態に陥らないための地域支援事業（介護予防事業）要支援認定者が要介護状態に陥らないための介護予防サービスが明確に示されました。要介護・要支援認定者を推計するためには、地域支援事業（介護予防事業）および介護予防サービスの効果を推計する必要があります。表4-2は、平成18年度から平成26年度の間、要支援・要介護認定者数の推計です。各項目の説明を以下に掲げます。

高年者人口 本市の65歳以上人口です。

地域支援事業対象者 地域支援事業（介護予防事業）の対象となる高年者です。平成18年度および平成19年度は高年者数の4.5%、平成20年度以降は5%としました。

要支援・要介護1の認定者数（自然体） 平成17年の要支援・要介護1の認定率に平成18年度から平成26年度の高年者数を掛けて算出した数です。ただし、若干の補正を加えています。

要支援・要介護1の認定者数（介護予防後） 地域支援事業（介護予防事業）および介護予防サービスを行った後の要支援・要介護1の認定者数です。地域支援事業の効果としては、平成18年度12%、平成19年度16%、平成20年度から平成25年度までは20%を見込んでおり、介護予防サービスの効果としては平成18年度6%、平成19年度8%、平成20年度から平成25年度までは10%を見込んでいます。

要介護2～5の認定者数（自然体） 平成17年の要介護2～5の認定率に平成18年度から平成26年度の高年者数を掛けて算出した数です。ただし、若干の補正を加えています。

要介護2～5の認定者数（介護予防後） 地域支援事業（介護予防事業）および介護予防サービスを行った後の要介護2～5の認定者数です。

表4-3は、表4-2を踏まえた平成18年度から平成26年度の要介護度別認定者数の推計値です。なお、旧要介護1は要支援2へ移行する人が70%いるとして計算しています。70%というのは、平成16年2月に行った「草加市高年者プラン策定調査」において、要介護1該当者の介護が必要となった主な原因として「脳血管障害」が19.2%、「認知症」が10.8%、計30.0%あったことを根拠としています。

平成16年10月に4,042人であった要支援・要介護認定者数は、平成26年10月には8,342人と、約2倍以上になると推計しています。

表4-2 介護予防の実施を踏まえた要支援・要介護認定者数の推計

(単位:人)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
高年者人口		36,643	38,616	40,587	42,110	43,636	45,160	46,683	48,205	49,436
地域支援事業対象者		1,649	1,936	2,339	2,574	2,697	2,797	2,893	2,989	3,070
対高年者人口割合		4.5%	4.5%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
要支援・要介護1の認定者数 (自然体)		2,097	2,267	2,448	2,671	2,889	3,124	3,355	3,594	3,873
要支援・要介護1の認定者数 (介護予防後)		2,097	2,195	2,314	2,434	2,617	2,847	3,081	3,323	3,607
地域支援事業の効果		12.0%	16.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	
介護予防サービスの効果		6.0%	8.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	
要介護2～5の認定者数(自然体)		2,737	2,956	3,179	3,453	3,732	4,040	4,333	4,644	5,067
要介護2～5の認定者数(介護予防後)		2,737	2,830	3,003	3,222	3,489	3,778	4,048	4,336	4,735
補助数値	A	1,649	1,936	2,339	2,574	2,697	2,797	2,893	2,989	3,070
		198	310	468	515	539	559	579	598	
		126	176	231	243	262	285	308	332	

(注) A:各年度における高年者人口に一定の割合を乗じて導いた地域支援事業の対象者数
:各年度における地域支援事業の実施により虚弱高年者に止まったものの数
:各年度における介護予防サービスの実施により要支援または要介護1に止まった者の数

表4-3 要支援・要介護認定者数

(単位:人)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
要支援・要介護認定者数	4,834	5,025	5,317	5,656	6,106	6,625	7,129	7,659	8,342
要支援1	401	422	439	463	504	568	626	697	770
要支援2	1,187	1,241	1,313	1,380	1,479	1,595	1,719	1,838	1,986
要介護1	509	532	562	591	634	684	736	788	851
要介護2	784	754	770	820	888	958	1,032	1,117	1,258
要介護3	649	660	705	755	825	875	927	989	1,110
要介護4	674	734	793	846	907	1,004	1,073	1,148	1,197
要介護5	630	682	735	801	869	941	1,016	1,082	1,170

(2) 施設・居住系サービス利用者数の将来推計

参酌標準においては、「平成26年度目標値の設定」として、次のように定めています。

高齢者が可能な限り在宅での生活を継続することができるよう、地域において必要なサービスを整備することが必要である一方、介護保険施設については、より重度の高齢者に重点を置くこととする。さらに、施設に入所した場合にも、施設での生活を在宅での生活に近いものとしていくことが必要である。これらとあわせて、高齢者の多様なニーズに対応するため、介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが必要である。

(1) 各市町村は、平成26年度において、施設サービス（介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者数の合計の割合を、要介護2以上の認定者数の37%以下とすることを目標として設定する。

(2) 各市町村は、平成26年度の施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上とすることを目標として設定する。

表4-4は、平成18年度から平成26年度の施設・介護専用居住系サービス利用者数の推計です。介護専用居住系サービスとは、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護専用）および地域密着型特定施設入居者生活介護をいいます。

平成26年度の要介護2～5に対する介護保険施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合は33.4%、介護保険施設利用者に対する要介護4～5の割合は71.5%と推計され、いずれも参酌標準をクリアしています。

表4-4 施設・介護専用居住系サービス利用者数の将来推計

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設利用者数	756	799	893	930	960	990	1,020	1,050	1,080
うち要介護4・5	492	539	625	647	672	698	720	746	772
介護専用居住系サービス利用者数	224	279	331	350	380	410	440	470	500
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービスの利用者の割合	35.8%	38.1%	40.8%	39.7%	38.4%	37.1%	36.1%	35.1%	33.4%
要介護2～5の要介護者数	2,737	2,830	3,003	3,222	3,489	3,778	4,048	4,336	4,735
施設・介護専用居住系サービス利用者数	980	1,078	1,224	1,280	1,340	1,400	1,460	1,520	1,580
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合	65.1%	67.5%	70.0%	69.9%	70.0%	70.5%	70.6%	71.0%	71.5%

第2 介護サービスの充実

高年者は、それぞれ長い人生経験の中で培い、形成してきた人間関係や価値観、ライフスタイルを有しており、高年者の自立した生活は、そうした人生の継続性の上に成り立つものです。生活の基盤は家庭であり、高年者の多くは、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活することを望んでいます。

本市では、在宅の要介護認定者が、いつでも、どこでも、必要なときに、居宅サービスを受けることができるよう、サービス提供体制の充実をめざします。特に、今回の介護保険法の改正により導入された小規模多機能型居宅介護をはじめとする地域密着型サービスの充実に努めます。

さらに、在宅で暮らすことができない重度の認定者が居住する場を選択できるよう、介護保険施設、有料老人ホームなどの特定施設、グループホームなどの入所・入居施設の整備を促進します。

1 居宅サービス

(1) 居宅介護サービス受給対象者数と受給者数の推計

表4-3の要介護認定者数から、介護保険施設入所者および居住系サービス受給者の推計値を引いたのが居宅介護サービス受給対象者数です。

居宅介護サービス受給者数は、居宅介護サービス受給対象者数に平成15年度・平成16年度の居宅サービス受給率を勘案して決定した受給率を掛けて算出しました。

表4-5 居宅介護サービス受給対象者数と受給者数 (単位：人)

区 分	受給対象者数			受 給 者 数		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	457	485	518	334	354	378
要介護2	653	609	615	517	481	486
要介護3	464	449	460	367	355	364
要介護4	374	397	404	295	313	319
要介護5	339	356	349	279	292	286
合 計	2,287	2,296	2,346	1,792	1,795	1,833

(2) 訪問系サービス

計画期間の訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導の利用者数と必要サービス量の推計は、表4-6から表4-10のとおりです。

これらのサービスは、市内外の事業者によって供給できると考えられます。

表4-6 訪問介護の利用者数と必要サービス量の推計

区分	利用者数(人/月)			必要サービス量(回/年)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	197	209	223	25,278	26,775	28,621
要介護2	252	235	237	51,448	50,722	54,064
要介護3	165	167	175	43,558	46,060	50,314
要介護4	151	166	172	43,350	49,751	53,714
要介護5	167	181	180	54,148	58,703	58,415
合計	932	958	987	217,782	232,011	245,128

表4-7 訪問入浴介護の利用者数と必要サービス量の推計

区分	利用者数(人/月)			必要サービス量(回/年)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	1	1	1	32	34	37
要介護2	6	6	6	250	233	235
要介護3	15	15	15	695	673	690
要介護4	59	63	64	2,479	2,628	2,678
要介護5	111	117	114	4,679	4,909	4,808
合計	192	202	200	8,135	8,477	8,448

表4-8 訪問看護の利用者数と必要サービス量の推計

区分	利用者数(人/月)			必要サービス量(回/年)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	16	17	18	829	878	939
要介護2	50	46	47	2,428	2,261	2,283
要介護3	55	53	54	3,031	2,935	3,008
要介護4	74	94	96	3,542	4,506	4,591
要介護5	125	137	135	6,769	7,417	7,263
合計	320	347	350	16,599	17,997	18,084

表4 - 9 訪問リハビリテーションの利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数(人/月)			必要サービス量(回/年)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	1	1	1	35	37	40
要介護2	1	1	1	49	45	46
要介護3	2	2	2	105	102	104
要介護4	3	3	3	146	155	158
要介護5	4	5	5	215	225	221
合 計	11	12	12	550	564	569

表4 - 10 居宅療養管理指導の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数(人/月)			必要サービス量(人/年)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	25	26	28	298	315	337
要介護2	74	69	70	893	832	840
要介護3	83	81	83	998	966	990
要介護4	90	96	98	1,083	1,149	1,170
要介護5	129	135	132	1,544	1,619	1,586
合 計	401	407	411	4,816	4,881	4,923

(3) 通所系サービス

表4 - 11は通所介護、表4 - 12は通所リハビリテーションの計画期間中の利用者数と必要サービス量の推計です。通所系サービスは、居宅サービス利用者の半分以上が利用しているサービスです。

平成17年度現在、本市には23か所の通所系サービス提供事業者があり、定員を合計すると543人になります。計画期間中に通所介護と同様のサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設や認知症対応型通所介護施設が数多く設立される予定であり、通所サービスの供給過剰状態は今後も続くと考えられます。ただ、瀬崎圏域、草加東部圏域および新田東部圏域には通所系サービス提供施設がなく、逆に川柳圏域には7施設あるなどの偏在について検討し、解消を図っていかねばなりません。

表4 - 11 通所介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護 1	94	99	106	7,215	7,643	8,093
要介護 2	181	168	170	16,708	15,557	15,709
要介護 3	128	124	127	12,166	11,781	12,076
要介護 4	89	94	96	8,288	8,786	8,952
要介護 5	50	53	52	4,272	4,482	4,389
合 計	542	538	551	48,649	48,249	49,219

表4 - 12 通所リハビリテーションの利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護 1	33	35	38	2,934	3,108	3,322
要介護 2	103	96	97	9,462	8,810	8,896
要介護 3	73	71	73	6,566	6,359	6,518
要介護 4	59	63	64	5,334	5,655	5,762
要介護 5	41	43	42	3,976	4,172	4,086
合 計	309	308	314	28,272	28,104	28,584

(4) 短期入所

表4 - 13は短期入所生活介護、表4 - 14は短期入所療養介護の計画期間中の利用者数と必要サービス量の推計です。短期入所は、介護保険制度導入以降最も利用が増加している居宅サービスです。

短期入所生活介護提供事業者は市内に6か所、合計118床の短期入所専用ベッドを有しており、平成20年度に建設予定の特別養護老人ホームに20床の短期入所生活介護施設が併設されることになっているので、計画期間中は乗り切ることができると考えられます。しかし、第4期計画以降のことを考えれば、新たな短期入所サービス提供施設の整備が望まれます。

本計画においては、6か所程度の小規模多機能型居宅介護施設の整備を促進することになっており、これらの施設も短期入所の役割を担うこととなります。

表4 - 13 短期入所生活介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（日／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	8	9	9	592	627	670
要介護2	36	38	44	3,038	3,694	4,722
要介護3	44	46	51	4,752	5,539	6,726
要介護4	44	50	54	5,313	6,608	7,805
要介護5	56	64	69	9,359	11,572	13,187
合 計	188	207	227	23,054	28,040	33,110

表4 - 14 短期入所療養介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（日／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	3	3	3	203	215	230
要介護2	12	11	11	829	772	779
要介護3	15	15	15	1,534	1,485	1,522
要介護4	24	25	26	2,373	2,516	2,563
要介護5	17	18	17	2,196	2,304	2,257
合 計	71	72	72	7,135	7,292	7,351

(5) その他の居宅サービス

居宅サービスとしては、(2)から(4)に掲げた訪問系サービス、通所系サービスおよび短期入所のほかに、福祉用具貸与、特定福祉用具販売および住宅改修費の支給があります。

表4 - 15から表4 - 17は、計画期間中の福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修費の支給の利用者数と必要サービス量・給付費の推計です。これらのサービスについては、新たな介護保険施設や居住系施設が建設されることにより、重度の居宅認定者があまり増加しないため、サービス量の増加も少ないと考えられます。

表4 - 15 福祉用具貸与の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（人／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	101	127	136	1,213	1,528	1,634
要介護2	232	241	248	2,790	2,886	2,973
要介護3	209	209	226	2,505	2,514	2,708
要介護4	213	235	255	2,550	2,816	3,061
要介護5	223	248	258	2,674	2,981	3,091
合 計	978	1,060	1,123	11,732	12,725	13,467

表4 - 16 特定福祉用具販売の利用者数と給付費の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数 (人/年)	400	420	440
給 付 費 (円/年)	9,900,000	10,395,000	10,890,000

表4 - 17 住宅改修費の支給の利用者数と給付費の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数 (人/年)	290	310	340
給 付 費 (円/年)	27,720,000	29,700,000	32,670,000

2 居宅介護支援

計画期間中の居宅介護支援の利用者数と給付費の推計は、表4 - 18のとおりです。

本市には平成17年度現在、居宅介護支援事業所が29か所あり、市外の事業者も参入しているので、対応することが可能と考えられます。

表4 - 18 居宅介護支援の利用者数と給付費の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人/月)	2,010	1,780	1,850
給 付 費(円/年)	202,970,000	179,744,000	186,813,000

3 居住系サービス

特定施設入居者生活介護の利用者の推計は表4 - 19のとおりです。特定施設入居者生活介護利用者は、現在市内にある3か所の有料老人ホーム入居者と市外の特定施設に現在入居中の人を見込みました。

表4 - 19 特定施設入居者生活介護の利用者の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	10	10	10
要介護2	22	22	22
要介護3	26	29	36
要介護4	42	49	56
要介護5	43	51	61
合 計	143	161	185

4 施設サービス

表4 - 20は、介護保険施設入所者数の推計です。入所者数の推計は、平成20年度の介護老人福祉施設の新設（100床）をふまえています。

表4 - 20 介護保険施設入所者数の推計（人／月）

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護老人福祉施設	要介護 1	13	10	6
	要介護 2	28	28	28
	要介護 3	57	58	71
	要介護 4	129	133	166
	要介護 5	123	130	167
	小 計	350	359	438
介護老人保健施設	要介護 1	11	4	4
	要介護 2	42	41	45
	要介護 3	73	81	84
	要介護 4	84	93	99
	要介護 5	65	68	76
	小 計	275	287	308
介護療養型医療施設	要介護 1	3	3	2
	要介護 2	5	5	5
	要介護 3	11	11	11
	要介護 4	34	34	34
	要介護 5	57	59	61
	小 計	110	112	113
合 計		735	758	859

5 地域密着型サービス

(1) 地域密着型サービスの種類

地域密着型サービスは、右の6種類があり、事業者の指定・指導監督等は市町村が行うとされています。また、保険給付の対象として地域密着型サービスを利用できるのは、原則として、その事業者を指定した市町村の被保険者のみとなります。

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（定員30人未満）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者介護（定員30人未満）

(2) 地域密着型サービスの目標

表4-21から表4-25は、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標です。今回の介護保険法の改正により、新たに設けられた小規模多機能型居宅介護の提供するサービスは、「通い（日中ケア）」「訪問（訪問ケア）」「泊まり（夜間ケア）」です。「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、なじみの職員によって柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するものです。自宅だけを居場所にしていて人を「閉じこもり」あるいは「ひきこもり」といいますが、そのような人に自宅以外の居場所を提供するサービスといえます。

夜間対応型訪問介護とは、主に要介護3以上の人が、夜間の定期的な訪問介護サービスと、通報に応じ随時来てもらうサービスを組み合わせで利用するものです。

表4-21 夜間対応型訪問介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	4	4	4	289	306	327
要介護2	13	12	12	1,391	1,295	1,308
要介護3	13	13	13	2,055	1,990	2,040
要介護4	35	38	38	5,308	5,628	5,734
要介護5	56	58	57	11,097	11,642	11,401
合 計	121	125	124	20,140	20,861	20,810

表4-22 認知症対応型通所介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	17	21	23	2,004	2,547	2,723
要介護2	36	38	39	6,510	6,927	6,995
要介護3	22	25	25	5,280	5,965	6,115
要介護4	12	16	16	2,125	2,816	2,869
要介護5	4	6	6	501	701	687
合 計	91	106	109	16,420	18,956	19,389

表4 - 23 小規模多機能型居宅介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	-	7	15	-	628	1,332
要介護2	-	18	32	-	1,728	3,072
要介護3	-	18	32	-	1,728	3,072
要介護4	-	15	22	-	1,440	2,112
要介護5	-	8	15	-	710	1,332
合 計	-	66	116	-	6,234	10,920

表4 - 24 認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者数の推計（人／月）

区 分	認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	15	18	20	-	2	2
要介護2	34	41	45	-	6	8
要介護3	18	22	30	-	5	8
要介護4	11	13	16	-	5	8
要介護5	3	4	6	-	2	3
合 計	81	98	117	-	20	29

表4 - 25 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数の推計（人／月）

区 分	地域密着型介護老人福祉施設		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要介護1	-	-	-
要介護2	-	2	2
要介護3	-	5	5
要介護4	-	10	10
要介護5	-	12	12
合 計	-	29	29

(3) 日常生活圏域別サービス提供施設整備の現状と見込み

表4-26は、サービス提供施設の現状と整備目標を日常生活圏域別に表したものです。

本市においては、6種類の地域密着型サービス提供施設等のすべてを計画期間中に整備すべく促進していきます。

重点課題に掲げた「地域生活の継続」を図るために、小規模多機能型居宅介護施設は、新設、通所介護施設からの転換、認知症対応型共同生活介護施設に通所部門を設けるなどを促して、計7か所の整備を目標とします。認知症対応型通所介護は、新設と通所介護からの移行により、平成18年度に5か所確保します。

今後の課題として、川柳地区のように介護保険サービス提供施設が非常に多い地域、逆に瀬崎地区のように介護保険サービス提供施設が少ない地域があることをあげられます。今回の介護保険法改正の目的の一つである「要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため」、通所介護施設や小規模多機能型居宅介護施設の空白日常生活圏域をなくすよう整備を促進する必要があります。

表4-26 日常生活圏域別サービス提供施設整備の現状と見込み

圏域	サービス名	数・定員	17年度 現在	18年度	19年度	20年度	合計
1 瀬崎	有料老人ホーム	事業所数 定員	1か所 24人	- -	- -	- -	1か所 24人
	認知症対応型通所介護	事業所数 定員	- -	1か所 15人	- -	- -	1か所 15人
2 谷塚	通所系サービス	事業所数 定員	1か所 10人	- -	- -	- -	1か所 10人
	有料老人ホーム	事業所数 定員	1か所 69人	- -	- -	- -	1か所 69人
	小規模多機能型居宅介護	事業所数 定員	- -	- -	1か所 25人	- -	1か所 25人
	認知症対応型共同生活介護	事業所数 定員	1か所 9人	- -	- -	- -	1か所 9人
3 谷塚西部	通所系サービス	事業所数 定員	3か所 70人	- -	- -	- -	3か所 70人
	短期入所生活介護	事業所数 定員	1か所 30人	- -	- -	- -	1か所 30人
	特別養護老人ホーム	事業所数 定員	1か所 100人	- -	- -	- -	1か所 100人
	認知症対応型通所介護	事業所数 定員	- -	1か所 15人	- -	- -	1か所 15人
	認知症対応型共同生活介護	事業所数 定員	1か所 18人	- -	- -	- -	1か所 18人

圏 域	サービス名	数・定員	17年度 現在	18年度	19年度	20年度	合 計
4 草加中央	通所系サービス	事業所数 定 員	3か所 85人	1か所 10人	- -	- -	2か所 75人
	認知症対応型通所 介護	事業所数 定 員	- -	2か所 25人	- -	- -	2か所 25人
	小規模多機能型居 宅介護	事業所数 定 員	- -	- -	1か所 25人	- -	1か所 25人
	認知症対応型共同 生活介護	事業所数 定 員	- -	- -	1か所 18人	- -	1か所 18人
5 草加西部	通所系サービス	事業所数 定 員	2か所 55人	- -	- -	- -	2か所 55人
	老人保健施設	事業所数 定 員	1か所 84人	- -	- -	- -	1か所 84人
6 稲 荷	通所系サービス	事業所数 定 員	1か所 25人	- -	- -	- -	1か所 25人
7 草加東部	小規模多機能型居 宅介護	事業所数	-	1か所 25人	- -	- -	1か所 25人
	地域密着型特定施 設入居者生活介護	事業所数 定 員	- -	1か所 29人	- -	- -	1か所 29人
	地域密着型介護老 人福祉施設生活介護	事業所数 定 員	- -	1か所 29人	- -	- -	1か所 29人
8 松 原	夜間対応型訪問介 護	事業所数	-	1か所 121人	- -	- -	1か所 121人
9 安 行	通所系サービス	事業所数 定 員	4か所 53人	- -	- -	- -	4か所 53人
	短期入所生活介護	事業所数 定 員	1か所 10人	- -	- -	- -	1か所 10人
	特別養護老人ホーム	事業所数 定 員	1か所 80人	- -	- -	- -	1か所 80人
	小規模多機能型居 宅介護	事業所数	-	1か所 25人	- -	- -	1か所 25人
	認知症対応型共同 生活介護	事業所数 定 員	- -	1か所 18人	- -	- -	1か所 18人
10 川 柳	通所系サービス	事業所数 定 員	7か所 180人	1か所 10人	- -	- -	6か所 170人
	短期入所生活介護	事業所数 定 員	2か所 12人	- -	- -	- -	2か所 12人
	特別養護老人ホーム	事業所数 定 員	2か所 130人	- -	- -	- -	2か所 130人
	老人保健施設	事業所数 定 員	2か所 258人	- -	- -	- -	2か所 258人
	認知症対応型通所 介護	事業所数 定 員	- -	1か所 10人	- -	1か所 20人	2か所 30人

圏 域	サービス名	数・定員	17年度 現在	18年度	19年度	20年度	合 計
10 川 柳	小規模多機能型居 宅介護	事業所数 定 員	- -	- -	- -	1か所 25人	1か所 25人
	認知症対応型共同 生活介護	事業所数 定 員	1か所 18人	- -	- -	- -	1か所 18人
11 新田東部	小規模多機能型居 宅介護	事業所数 定 員	- -	- -	- -	1か所 25人	1か所 25人
12 新 田	通所系サービス	事業所数 定 員	2か所 65人	- -	- -	- -	2か所 65人
	短期入所生活介護	事業所数 定 員	1か所 60人	- -	- -	1か所 20人	2か所 80人
	有料老人ホーム	事業所数 定 員	1か所 100人	- -	- -	- -	1か所 100人
	特別養護老人ホーム	事業所数 定 員	- -	- -	- -	1か所 100人	1か所 100人
	小規模多機能型居 宅介護	事業所数 定 員	- -	- -	1か所 25人	- -	1か所 25人
	認知症対応型共同 生活介護	事業所数 定 員	1か所 18人	- -	- -	- -	1か所 18人
合 計	通所系サービス	事業所数 定 員	23所 543人	2か所 20人	- -	- -	21か所 523人
	短期入所生活介護	事業所数 定 員	6か所 118人	- -	- -	1か所 20人	7か所 138人
	有料老人ホーム	事業所数 定 員	3か所 193人	- -	- -	- -	3か所 193人
	特別養護老人ホーム	事業所数 定 員	4か所 310人	- -	- -	1か所 100人	5か所 410人
	老人保健施設	事業所数 定 員	3か所 342人	- -	- -	- -	3か所 342人
	夜間対応型訪問介 護	事業所数	-	1か所 121人	- -	- -	1か所 121人
	認知症対応型通所 介護	事業所数 定 員	- -	5か所 65人	- -	1か所 20人	6か所 85人
	小規模多機能型居 宅介護	事業所数 定 員	- -	2か所 50人	3か所 75人	2か所 50人	7か所 175人
	認知症対応型共同 生活介護	事業所数 定 員	4か所 63人	1か所 18人	1か所 18人	- -	6か所 99人
	地域密着型特定施 設入居者生活介護	事業所数 定 員	- -	1か所 29人	- -	- -	1か所 29人
	地域密着型介護老 人福祉施設生活介護	事業所数 定 員	- -	1か所 29人	- -	- -	1か所 29人

の表示は、地域密着型サービスを示しています。

の表示は、通所系サービスから認知症対応型通所介護への移行予定を示しています。

第3 介護予防サービスの推進

高年者が要支援状態になったとき、一貫性・継続性を持った介護予防サービスを提供し、要介護状態に陥らないよう、その状態の維持・改善に努めます。介護予防ケアマネジメント機関である地域包括支援センターにおいては、介護予防サービスを中心として、様々な保健福祉サービスやインフォーマルサービスを組み合わせて、要支援認定者の在宅生活を支援します。

1 居宅サービス

(1) 介護予防サービス受給対象者数と受給者数の推計

介護予防サービス受給対象者数と受給者数の推計は、表4-27のとおりです。前述したように、旧要介護1の推計値の70%を要支援2としています。

表4-27 介護予防サービス受給対象者数と受給者数 (単位:人)

区 分	受給対象者数			受 給 者 数		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要 支 援 1	395	416	433	190	199	208
要 支 援 2	1,161	1,223	1,301	790	832	885
合 計	1,556	1,639	1,734	980	1,031	1,093

(2) 訪問系サービス

介護予防訪問系サービスの必要サービス量の推計は、表4-28から表4-30のとおりであり、市内外のサービス提供事業者によって供給できると考えられます。

今回の介護保険法の改正により介護予防サービスが位置づけられたのは、従来の軽度の認定者に対する介護サービスが介護予防としての効果があまりなく、むしろ重度化を促進しているのではないかとこの考え方に基づくものです。このことは訪問系サービスに顕著といわれています。要支援認定者のケアプランを作成する時は本人の重度化を防ぐサービスを取り入れるという考え方が必要です。

本計画においては、要支援認定者には不要と考えられる介護予防訪問入浴介護およびサービス提供事業者の少ない介護予防訪問リハビリテーションは記載していません。なお、このことをもって、要支援認定者が介護予防訪問入浴介護あるいは介護予防訪問リハビリテーションを利用することができないわけではありません。

表 4 - 28 介護予防訪問介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援 1	76	80	83	4,551	4,787	4,984
要支援 2	355	374	398	21,325	22,454	23,886
合 計	431	454	481	25,876	27,241	28,870

表 4 - 29 介護予防訪問看護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援 1	-	-	-	-	-	-
要支援 2	8	8	9	416	438	466
合 計	8	8	9	416	438	466

表 4 - 30 介護予防居宅療養管理指導の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（人／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援 1	-	-	-	-	-	-
要支援 2	8	8	9	95	100	106
合 計	8	8	9	95	100	106

(3) 通所系サービス

介護予防通所介護および介護予防通所リハビリテーションの利用者数と必要サービス量の推計は、表 4 - 31・表 4 - 32のとおりです。

通所系サービスは、日常生活の活発化、社会と関わる機会の向上が見込まれ、廃用症候群の予防・改善に有効と考えられます。

表 4 - 31 介護予防通所介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援 1	76	80	83	4,634	4,875	5,075
要支援 2	395	416	442	30,471	32,085	33,812
合 計	471	496	525	35,105	36,960	38,887

表 4 - 32 介護予防通所リハビリテーションの利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（回／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援 1	5	5	5	271	285	297
要支援 2	79	83	88	6,939	7,306	7,772
合 計	84	88	93	7,210	7,591	8,069

(4) 短期入所

介護予防短期入所生活介護の利用者数と必要サービス量の推計は、表 4 - 33のとおりです。利用者数および必要サービス量は、平成15年度および平成16年度の利用状況から推計しました。平成15年度および平成16年度に要支援・要介護 1 の利用が少なかった介護予防短期入所療養介護は計画には記載していません。

表 4 - 33 介護予防短期入所生活介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人／月）			必要サービス量（日／年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援 1	-	-	-	-	-	-
要支援 2	19	20	22	1,399	1,473	1,567
合 計	19	20	22	1,399	1,473	1,567

(5) その他の居宅サービス

表 4 - 34は介護予防福祉用具貸与の利用者数と必要サービス量の推計、表 4 - 35および表 4 - 36は特定介護予防福祉用具販売および住宅改修費の支給の利用者数と給付費の推計です。

介護予防福祉用具貸与の利用者数および必要サービス量は、年々減少させていますが、それは、現在要支援認定者が利用できる車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器および移動用リフトが利用できなくなるためです。

表4 - 34 介護予防福祉用具貸与の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数(人/月)			必要サービス量(人/年)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援1	29	28	27	353	335	324
要支援2	239	225	212	2,870	2,695	2,548
合 計	268	253	239	3,223	3,030	2,872

表4 - 35 特定介護予防福祉用具販売の利用者数と給付費の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人/年)	80	70	60
給 付 費(円/年)	792,000	693,000	594,000

表4 - 36 住宅改修費の支給の利用者数と給付費の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人/年)	100	130	150
給 付 費(円/年)	9,900,000	12,870,000	14,850,000

2 介護予防支援

介護予防支援とは、要支援認定者に対する介護予防サービス提供マネジメントです。居宅介護支援は要介護認定者に対するケアマネジメントであるのに対し、介護予防支援は要支援認定者が要介護状態に陥らないようなサービスを提供できるようにすることです。

計画期間中の居宅介護支援の利用者数と給付費の推計は、表4 - 37のとおりです。介護予防支援は、地域包括支援センターの保健師が中心となって実施することとされています。

表4 - 37 介護予防支援の利用者数と給付費の推計

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人/月)	750	1,070	1,110
給 付 費(円/年)	75,735,000	105,019,000	112,088,000

3 居住系サービス

地域密着型サービス以外の介護予防居住系サービスの利用者数は、現在市内にある3か所の特定施設に指定されている有料老人ホームと市外の特定施設を現在利用している人を見込みました。

表4 - 38 介護予防特定施設入居者生活介護の利用数の推計者

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援1	6	6	6
要支援2	5	6	7
合 計	11	12	13

4 施設サービス

要支援認定者は施設サービスを利用できませんが、要介護1から要支援2に移行する人の中には若干の施設サービス利用者がいると考えられます。この要支援2の施設サービス利用者は、平成20年度までにゼロにすることを目標とします。

表4 - 39 要支援認定者の介護保険施設入所者数の推計（人/月）

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護老人福祉施設	要支援2	13	8	3
介護老人保健施設	要支援2	5	3	2
介護療養型医療施設	要支援2	3	1	-
合 計	要支援2	21	12	5

5 地域密着型サービス

要支援認定者に対する地域密着型サービスとしては、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の3種類があります。介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数と必要サービス量の推計は表4 - 40のとおりです。介護予防認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型共同生活介護については、数値目標は掲げていませんが、利用することができないわけではありません。

表4 - 40 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数と必要サービス量の推計

区 分	利用者数（人/月）			必要サービス量（回/年）		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援1	-	-	-	-	-	-
要支援2	-	3	3	-	230	230
合 計	-	3	3	-	230	230